

消教地第164号  
平成30年3月20日

都道府県消費者行政担当課長 殿  
政令指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁 消費者教育・地方協力課長

尾原 知明



(印影印刷)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」及び「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組について（依頼）

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

先般、消費者庁次長、文部科学省生涯学習政策局長等の連名によりお知らせしましたとおり、国では、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」といいます。）を変更するとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」といいます。）を決定いたしました。

地方公共団体におかれましても、これらを指針として、地域特性に応じた手法や内容により消費者教育を行い、消費者一人一人に対して、あまねく消費者教育の機会を提供していただくことが重要です。

特に下記の事項については、基本方針等の趣旨を御理解いただき、積極的な推進に御尽力をお願い申し上げます。

1. 教育委員会等と一層緊密な連携・情報共有を進めていただき、若年者への実践的な消費者教育の推進に御尽力をお願いいたします。

成年年齢の引下げを見据え、若年者への実践的な消費者教育の実施は喫緊の課題です。基本方針及びアクションプログラムに基づき、消費者庁、文部科学省を始めとする関係省庁で連携し、2020年度には全都道府県の全ての高等学校等において、実践的な能力を身に付ける消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指し、働き掛けを行ってまいります。文部科学省からは、この度、教育委員会などを通じて学校教育現場に対して「社会への扉」を活用した授業の実施を依頼する旨通知を発出されておりますので、併せてお知らせいたします。

2. 消費生活センター等を地域における消費者教育の推進拠点とするための体制を整備いただくようお願いいたします。

消費生活センターは、消費生活相談の窓口として、商品・サービスの基礎知識や契約知識、最新の消費生活に関する情報を集積しています。また、これらに精通している消費生活相談員の知識や経験を生かすことで、同センターを地域における消費者教育を提供する拠点として整備いただくようお願いいたします。

### 3. 多様な主体が連携・協働して消費者教育を推進する体制づくりが進むよう、消費者教育コーディネーターの育成・配置に取り組んでいただくようお願いいたします。

学校を始めとするあらゆる場における消費者教育を活性化するためには、消費生活相談員、弁護士、司法書士などの実務経験者の有する知識や経験を活用することが有効です。そのために、間に立って調整をする役割を担う消費者教育コーディネーターの育成・配置に取り組んでいただくようお願いいたします。国としても、基本方針及びアクションプログラムに基づき、全国の都道府県における消費者教育コーディネーターの育成・配置を目指し、支援に取り組んでまいります。

なお、各都道府県・政令市におかれましては、消費者教育の推進に関する法律に基づき、速やかな消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置について取り組んでいただくとともに、域内の市町村における策定及び設置に当たっては、適切な御指導を賜りますようお願いいたします。また、これらに基づき、地域の特性に応じた計画に基づく着実な施策の実施と、地域の結節点である協議会を活用した多様な主体間のネットワーク化に一層積極的に取り組んでいただくよう、改めてお願い申し上げます。

併せて、貴職におかれましては、関係部局、域内の市町村消費者行政部局、関係機関・団体等に対して、本依頼の内容を御周知いただきますようお願いいたします。

今後とも消費者教育の一層の推進に向け、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1  
消費者庁 消費者教育・地方協力課 消費者教育推進室  
TEL 03-3507-9149(直通) FAX 03-3507-9259  
担当:山田、吉井、久保  
E-mail [g.syohisyakyoiku@caa.go.jp](mailto:g.syohisyakyoiku@caa.go.jp)